

熊谷市監査委員公告第4号

令和4年度教育委員会定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和5年7月21日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 新 島 一 英

令和4年度教育委員会定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 現金出納簿が備えられていないものがあったので、熊谷市会計事務規則第90条に基づき適正な様式を備えて事務処理を行うべきである。 【社会教育課、江南文化財センター、熊谷図書館、成田小学校】</p> <p>(2) 現金出納簿について、記入漏れや記入誤り、出納員による確認がされていないといったことが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第90条、第92条及び第103条に基づき適正に事務処理を行うべきである。 【中央公民館、妻沼中央公民館、文化会館、熊谷図書館、プラネタリウム館、大原中学校】</p> <p>(3) 書籍販売の現金領収に当たっては、熊谷市会計事務規則第25条に基づき適正な領収書を交付するべきである。 【江南文化財センター、熊谷図書館】</p> <p>(4) 入学準備金貸付金及び育英資金貸付金の債権管理について、督促が行われていなかったため、熊谷市会計事務規則第23条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【教育総務課】</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 現金出納簿を備え、熊谷市会計事務規則に基づき適切に現金の出納を行うよう改めた。 【社会教育課、江南文化財センター、熊谷図書館、成田星宮小学校】</p> <p>(2) 現金出納簿の記入漏れや記入誤りがないよう、今後、熊谷市会計事務規則に基づく適正な事務処理を徹底する。 【中央公民館、妻沼中央公民館、文化会館、熊谷図書館、プラネタリウム館、大原中学校】</p> <p>(3) 熊谷市会計事務規則に基づく領収書を使用し、所定の領収印の押印をもって交付するよう改めた。 【江南文化財センター、熊谷図書館】</p> <p>(4) 熊谷市会計事務規則及び熊谷市債権管理条例に基づき、入学準備金貸付金及び育英資金貸付金についても、督促状による督促を開始した。 【教育総務課】</p>

<p>(5) 中学校電柱等使用料が前納されていなかったため、熊谷市行政財産の使用料に関する条例第4条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【教育総務課】</p>	<p>(5) 熊谷市行政財産の使用料に関する条例に基づき、前納とする適正な事務処理に改めた。【教育総務課】</p>
<p>(6) 出納員、分任出納員以外の職員が現金を取り扱っていたため、熊谷市会計事務規則第6条及び第7条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【江南幼稚園、江南文化財センター】</p>	<p>(6) 現金を取り扱う職員に出納員及び分任出納員を任命し、熊谷市会計事務規則に基づき、適正な事務処理を徹底するよう改めた。【江南幼稚園、江南文化財センター】</p>
<p>2 支出事務 契約伺いに添付された見積書に日付の記入のないものや原本がないものが見受けられたため、適正な事務処理を行うべきである。【社会教育課】</p>	<p>2 支出事務 見積書を受理する際には、必ず日付を確認するとともに、原本を徴取し、適正な事務処理を徹底する。【社会教育課】</p>
<p>3 契約事務 文化会館防火設備定期検査報告業務委託等について、徴取した見積書や報告書に日付の記入のないものが見受けられたため、適正な事務処理を行うべきである。【文化会館】</p>	<p>3 契約事務 見積書や報告書を受理する際には、必ず日付を確認し、適正な事務処理を徹底する。【文化会館】</p>
<p>4 補助金 指摘事項なし。</p>	
<p>5 財産管理 (1) 公印の備品登録漏れや所管の誤り、抹消漏れがあったため、熊谷市物品管理規則第17条、第19条、第26条及び熊谷市公印規則に基づき適正な事務処理を行うべきで</p>	<p>5 財産管理 (1) 教育委員会全ての公印について、確認を行い、熊谷市物品管理規則に基づき適正な備品登録等を行った。【教育総務課、熊谷学校給食センター、江南学校給食センター、中央公</p>

<p>ある。</p> <p>【教育総務課、熊谷学校給食センター、江南学校給食センター、中央公民館、妻沼中央公民館、文化会館、熊谷図書館、プラネタリウム館】</p> <p>(2) 備品登録漏れや所管の誤りがあったので、熊谷市物品管理規則第17条及び第19条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: center;">【社会教育課】</p> <p>(3) すでに廃棄された備品が備品台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第17条及び第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>【中央公民館、文化会館、熊谷図書館】</p>	<p>民館、妻沼中央公民館、文化会館、熊谷図書館、プラネタリウム館】</p> <p>(2) 備品の登録漏れや所管誤りについて、登録及び修正作業を行った。今後、熊谷市物品管理規則に基づく適正な事務処理を徹底する。</p> <p style="text-align: center;">【社会教育課】</p> <p>(3) 廃棄済みの備品について、備品台帳から抹消登録を行った。今後は、熊谷市物品管理規則に基づく適正な事務処理を徹底する。</p> <p>【中央公民館、文化会館、熊谷図書館】</p>
--	---